

京都市告示第 4 1 2 号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を，次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
三宅医院	上京区下立売通葎屋町西入西橋詰町 2 8 2	平成 25 年 11 月 1 日
真鍋医院	左京区一乗寺野田町 3 0	平成 25 年 10 月 10 日
かわぐちクリニック	東山区大仏馬町通伏見街道東入 5 丁目常盤町 4 5 7	平成 25 年 11 月 16 日
医療法人幸葉会 今井 内科診療所	山科区四ノ宮南河原町 3	平成 25 年 11 月 1 日
北山内田歯科医院	北区小山上板倉町 5 0 - 1	平成 25 年 11 月 1 日
すみだ歯科クリニック	左京区下鴨貴船町 4 6 - 1	平成 25 年 12 月 1 日
いとう歯科クリニック	右京区太秦堀池町 3 0 - 7 ラ・フェスタ 太秦 1 F	平成 25 年 12 月 1 日
オレンジ薬局 円町店	中京区西ノ京中保町 3 3 1 階	平成 25 年 12 月 1 日

名 称	所 在 地	指定年月日
きらら薬局	伏見区淀本町173-34	平成25年4月 1日
アイセイ薬局 桂駅前 店	西京区川島有栖川町44-1 ゲレンクタケ ダE1	平成25年11月 1日
あさひ薬局 西京店	西京区山田大吉見町1-5	平成25年11月 1日
ツバサ薬局 桂駅前店	西京区桂南巽町80 桂都証券ビル1階	平成25年12月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)